

国 地 契 第 8 0 号
平成 1 7 年 1 0 月 7 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

一般競争入札方式の拡大について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成 1 7 年 7 月 2 9 日付けで入札談合再発防止対策検討委員会において「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成 1 7 年 8 月 1 2 日付け国官地第 2 1 号をもって通知されたところである。

一般競争入札については、従来から、「政府調達に関する協定」（平成 7 年 1 2 月 8 日条約第 2 3 号）の基準額以上の工事について実施してきたところであるが、同対策において、平成 1 8 年度中には一般競争入札方式を予定価格 2 億円以上の工事まで拡大することとされていることを踏まえ、その手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上、速やかに実施されたい。

記

1 対象工事及び実施方針

- (1) 本手続は、別に定めるところによる総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成 1 9 年度中には 1 件につき予定価格が 1 億円以上の工事に、平成 2 0 年度中には予定価格が 6 千万円以上の工事にまで拡大して適用することとする（予定価格が 7 億 2 千万円以上の工事を除く。）。
- (2) 1 件につき予定価格が 6 千万円未満の工事（平成 1 9 年度においては 1 億円未満の工事）についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争入札方式を積極的に試行するものとする。
- (3) 上記の規定にかかわらず、機械設備工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和 4 1 年 1 2 月 2 3 日建設省厚発第 7 6 号）第 3 第 1 9 号に掲げる機械設備工事をいう。）のうち水門設備に係るものについては、平成 1 9 年度当初から原則としてすべての工事に本手続きを適用する（予定価格が 7 億 2 千万円以上の工事を除く。）。

2 入札の公告

地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、1 の対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 4 条に基づき、掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。なお、当該公告は、別添 1 の標準入札公告例によるものとする。

3 競争参加資格

予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 当該地方整備局において、対象工事に係る工事種別について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）に基づく一般競争参加資格の認定（当該工事種別に等級区分がある場合には、対象工事に対応する等級区分に係る認定）を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 対象工事と同種の工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。なお、当該施工実績が国土交通省（旧建設省を含む。⑤において同じ。）が発注した工事のうち一定のものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。
- ⑤ 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の経験をできるだけ詳細に明示すること。）。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち一定のものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。
- ⑥ 当該地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。
- ⑧ 地方整備局が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が一定以上であること。
- ⑨ 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。
- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。
- ⑪ 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。

⑫ その他地方整備局長等が必要と認める事項

4 競争参加資格の決定

3の競争参加資格は、対象工事ごとに、入札・契約手続運営委員会の議を経て、地方整備局長等が決定するものとする。

5 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書は、別添2の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
- (2) 入札説明書は、公告後速やかに交付（ホームページへの掲載を含む。）を開始することとする。
- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 申請書及び資料の提出

- (1) 地方整備局長等は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) (1)の申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して25日以上で設定するものとする。
- (3) 申請書及び資料の提出先は、本官契約にあつては総務部契約課、分任官契約にあつては経理課（経理課を置かない事務所の総務課を含む。10（3）において「契約課等」という。）とするものとする。
- (4) 申請書及び資料の提出は、原則として、電子入札システムによるものとし、地方整備局長等の承諾を得た場合は、紙による持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うものとする。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに地方整備局長等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- (6) (1)から(3)までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。
 - ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - ③ 地方整備局長等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - ④ 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
 - ⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めないこと。
 - ⑥ 申請書及び資料に関する問合せ先

⑬ その他地方整備局長等が必要と認める事項

7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、①から③までとするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

① 施工実績

3 (1)④に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

② 配置予定の技術者

3 (1)⑤に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等

③ 施工計画

3 (1)⑦に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見

- (2) 地方整備局長等は、特に必要があると認めるときは、(1)①から③までに加えて、(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

8 資料のヒアリング

- (1) 地方整備局長等は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から9 (4)の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

① ヒアリングを実施する旨

② ヒアリングの日時及び場所

③ その他地方整備局長等が必要と認める事項

9 競争参加資格の確認

- (1) 地方整備局長等は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3 (1)②の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち3 (1)①及び③から⑫までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において3 (1)②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- (2) (1)の確認は、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。
- (3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、3 (1)⑥の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

- (4) 地方整備局長等は、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。
- (5) (4)の通知は、別記様式にて、原則として、電子入札システムにより行うものとする。
- (6) (4)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (7) (1)、(3)及び(4)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 地方整備局長等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する(4)の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、(6)の規定を適用するものとする。

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、9(4)の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、地方整備局長等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、原則として、電子入札システム（地方整備局長等の承諾を得た場合は、紙）により行うこととする。
- (3) (2)の提出先は、契約課等とするものとする。
- (4) 地方整備局長等は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、原則として、電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答するものとする。
- (5) 地方整備局長等は、(4)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
- (6) 地方整備局長等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、9(4)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- (7) 地方整備局長等は、(6)の通知を行う場合においては、入札・契約手続運営委員会の議を経るものとする。
- (8) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

11 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

12 入札説明書等に対する質問

- (1) 現場説明書及び入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を、原則として、電子入札システムにより閲覧に供するものと

する。

- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の提出期限の日の8日前までとするものとする。
- (3) 質問書の提出は、原則として、電子入札システム（地方整備局長等の承諾を得た場合は、紙）により行うものとする。
- (4) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書の提出期限の日の前日に終了するものとする。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1 4 入札の執行

- (1) 入札書の提出期限の日は、原則として、9(4)の通知の期限の日の翌日から起算して6日（休日を除く。）後とする。
- (2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- (3) 開札は、原則として、電子入札システムにより入札書の提出期限の日の翌日に行うものとし、予決令第81条に基づき、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1 5 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び地方整備局長等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて3(1)に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

1 6 再苦情申立て

地方整備局長等は、入札説明書及び10(4)の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方整備局長等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、10(4)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、

地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨

(2) 再苦情申立についての受付窓口及び受付時間

(3) 再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先

17 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 地方整備局長等は、落札者が7(1)②の資料に記載した配置予定の技術者が対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(4) 公告及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、別添1の標準公告例及び別添2の標準入札説明書例によるものとする。

附 則

1 この通知は、平成19年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

2 この通知における工事は、港湾空港関係を除くものとする。

(別記様式)

CALS/EC - Microsoft Internet Explorer

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

2005年01月20日 14時58分

CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 情報機能 質問回答 ヘルプ

平成17年01月19日

競争参加資格確認通知書

企業ID 9000000000000001 支店責任行為担当官

企業名称 株式会社A 小樽開発建設部長

氏名 A太郎 殿 免注 太郎

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

通知書番号	22000500100200400152000010001
公告日	平成17年01月02日
調達案件名称	A地区共同溝工事
入札開始日時	平成17年01月08日 12時00分
入札書提出締切日時	平成17年01月09日 12時00分
内訳書開封予定日時	平成17年01月10日 12時00分
開札予定日時	平成17年01月11日 12時00分
競争参加資格の有無	有
理由または条件	理由または条件

印刷 戻る

アプレットが開始されました。

情報提供サイト

(別添1) 標準入札公告例(本官契約の例)

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方整備局長 ○○ ○○

1 工事概要

- (1) 工事名 ○○○○建設工事
- (2) 工事場所 ○○県○○市○○町○—○—○
- (3) 工事内容
逆T式橋脚○○基
逆T式橋台○○基
場所打抗($\phi = \text{○m}$ 、 $L = \text{○m}$) ○○本
切盛土工○○ m^3
- (4) 工期 平成○年○月○日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○地方整備局における○○工事に係るB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成○年度以降に、NATMによる内空断面○○ m^2 以上、延長○○m以上のトンネル工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (5) 1 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
- (5) 2 品質管理に対する技術的所見が適正であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成○年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) ○○地方整備局（旧○○地方建設局を含む。）が発注した一般土木工事のうち、平成12年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が○○点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。】と記載する。〕
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) ○○地方整備局の管轄区域（○○県、○○県、○○県、○○県及び○○県）内に本店、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○

○○地方整備局総務部契約課○○係

電話番号○○○○—○○—○○○○

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○○○○○○○○

電話○○○○—○○—○○○○

交付に当たっては、○、○○○円を徴収する。また、郵送（託送を含む。）による交付も行う。この場合においては、○、○○○円を徴収する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

上記3(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する（書留郵便に限る。）こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成○年○月○日○時○分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は○○地方整備局総務部契約課に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

開札は、平成○年○月○日○時○分 ○○地方整備局総務部契約課において行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 資料のヒアリングを行う。[資料のヒアリングを行う場合のみ記載する。]

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を

受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

(別添2) 標準入札説明書例(本官契約の例)

入札説明書

〇〇地方整備局の〇〇〇〇建設工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

3. 工事概要

(1) 工事名 〇〇〇〇建設工事

(2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 平成〇年〇月〇日()まで

(5) 使用する主要な資機材

コンクリート〇〇m³

鉄筋〇〇t

板ガラス〇〇m²

アスファルト合材〇〇 t

ガードレール〇〇m

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、〇〇地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 〇〇地方整備局における〇〇工事に係るB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成〇年度以降に、NATMによる内空断面〇〇m²以上、延長〇〇m以上のトンネル工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(旧地方建設局を含む。(6)②及び(8)にお

いて同じ。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- (5)ー1 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
- (5)ー2 品質管理に対する技術的所見が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成○年度以降に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するもの。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
 - ④ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) ○○地方整備局が発注した一般土木工事のうち、平成12年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が○○点以上であること。
- (9) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。】と記載する。〕

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) ○○地方整備局の管轄区域内に本店、支店又は営業所が所在すること。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (9)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・○○○○設計株式会社

- (2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○

○○地方整備局総務部契約課○○係

電話○○○○—○○—○○○○

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者

が競争に参加するためには、開札の時に於いて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）までの（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）○時○分から○時○分まで

② 提出先： 6. に同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参し、郵送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成○年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 施工計画

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見を別記様式4及び5に記載すること。

④ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する

こと。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

① 日時：平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）まで。

② 場所：〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○部○○課○○係
電話○○○○—○○—○○○○

③ その他：企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成○年○月○日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(5)に関して…6. に同じ。

(3)及び(4)に関して…(4)②に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成○年○月○日（ ）○時○分

② 提出先：6. に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

9. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）まで。

持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の○時○分から○時○分までに行うこと。

② 提出先：6. に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、○○地方整備局

長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。

① 期間： 平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の○時○分から○時○分まで。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時： 平成○年○月○日（ ）○○時○○分から○○時○○分まで

(2) 入札場所： 〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○○

(3) 開札日時： 平成○年○月○日（ ）○○時○○分

(4) 開札場所： 入札場所に同じ。

(5) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、○○地方整備局長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、〇〇地方整備局長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

17. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、〇〇地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4(6)に定める要件と同一の要件(4(6)②なお書に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

① 65点未満の工事成績評定を通知された者

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

19. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20. 支払条件

21. 火災保険付保の可否

22. 再苦情申立て

〇〇地方整備局長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間： 平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）まで
当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の〇時〇分から〇時〇分までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. に同じ。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

24. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊〇〇競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7. (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(別記様式 1)

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで公告のあった〇〇〇〇建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1 入札説明書 7. (3)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7. (3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7. (3)③に定める施工計画を記載した書面
- 4 入札説明書 7. (3)④に定める契約書の写し [契約書の提出の写しを求める場合のみ]

注) 地方整備局長の承諾を得て紙入札方式とする場合は、申請書に返信用封筒（表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（430円）に相当する切手をはった長 3 号封筒とする。）を添えて提出すること。

(別記様式2)

(用紙A4)

同種の工事の施工実績

〇〇工（工種・工法を指定する場合）

会社名：

競争参加資格		延長〇〇m以上のNATM	杭径〇m以上の場所打杭
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月～平成 年 月	
	受注形態等	単体／JV（出資比率）	
工事概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最少限の項目を設定すること。

(別記様式3)

(用紙A4)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）
工 事 の 経 験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例）本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無

注）公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。
注）申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を
落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

(別記様式4)

(用紙 A 4)

[illegible]

(別記様式 5)

(用紙 A 4)

品質管理 (〇〇) に対する技術的所見

工事名 :

会社名 : _____

■対象	〇〇の品質管理について
-----	-------------

項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
〇〇の品質管理 について	